

基本的な考え方

いじめは決して許される行為ではない。いじめは、「どの子にも、どの学校にも起こり得る。また、どの子も被害者にも加害者にもなり得る。」ことを認識し、学校全体で、保護者・地域とも連携しながら、「いじめを生まない学校づくり」を目指していじめ防止等の対策に取り組んでいく。

いじめの定義

生徒に対して、一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているもの

基本的な認識

- ①いじめは、人間として許されない行為である。
- ②いじめは、どの子にも、どの学級・学校にも起こり得る。
- ③いじめは大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめは様々な態様がある。
- ⑤いじめは、いじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。

いじめの対応のための組織

いじめ防止対策委員会

構成員：＜学校から＞ 学校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・不登校担当・特別支援コーディネーター・学年主任・保健主事・養護教諭・関係学級担任

＜外部＞ （必要に応じて） スクールカウンセラー・SSW・PTA 会長

- ①学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な計画の作成・実行・検証を行う。
- ②いじめの相談・通報の窓口
- ③いじめに係わる情報の収集・記録・共有する。
- ④重大事態発生時における組織対応の中核としてのはたらきを担う。

未然防止の取り組み

- 1 道徳教育の年間指導計画の作成
 - 全教科における横断的な年間計画の作成と取組
 - 発達段階に応じた道徳目標の設定と取組
 - 発達段階に応じた系統的な計画と取組
 - 2 体験活動の充実
 - 2 学年時でのトライやる・ウィークの推進
 - ボランティア活動（地域清掃）の計画・推進
- ＜学校・家庭・地域の協力・連携の強化＞
- 健全育成協議会の取組
 - オープンスクールの実施
 - 生徒指導協議会での情報交換と連携
 - 地域協議会との情報交換・連携
- ＜生徒の自主的活動の支援＞
- 生徒会活動・クラブ活動の推進・支援
 - 行事への取組の推進・支援
- ＜啓発活動＞
- 教育講演会の開催
 - HP・学校だより・学年だより等を活用した取組

早期発見の取り組み

- 1 いじめの実態把握
 - 教育相談の実施（毎学期のアンケート調査）
 - 朝の挨拶運動での生徒観察
 - 保護者との情報の共有、信頼関係づくり体制づくり
- 2 生徒との信頼関係づくり
 - 何でも話せる雰囲気づくり、関係づくり
 - 積極的な声かけ 等
- 3 家庭・地域との連携
 - 定期懇談会（毎学期の懇談会）
 - 毎学期の教育相談の実施
- 4 報告・連絡・相談
 - 組織的対応ができる体制づくり
- 5 教職員の資質向上
 - 教職員研修の充実（年 2 回）
 - 長期休業中の自主研修への参加
 - SC を講師とした研修の実施

いじめへの対処

- ☆「いじめ防止対策委員会」が中心となり、調査を行う等、情報収集に努め、事実確認する。＜事実確認＞
- ☆いじめられた生徒や通報した生徒の安全を確保する。＜安全確保＞
- ☆当該生徒の保護者や市教育委員会に速やかに連絡・報告をする。＜連絡・報告＞

発見・通報時における対応

いじめられた生徒とその保護者への支援

- ☆事情を聴き、事実確認を行うとともに情報の収集を行う。
- ☆生徒の安全を確保し、保護者に連絡する。
- ☆対策・対応について生徒・保護者に説明し、連携して取り組みを進める。
- ☆生徒の状況を把握し、安定感を持つことができるよう、心のケアに努める。
- ☆対策・対応について、常に評価・検証しながら、生徒の状況に応じ、改善を加えていく。
- ☆生徒の自尊感情高めるように努める。

いじめた生徒とその保護者への指導と支援

- ◇事情を聴き、事実確認を行う。事実確認の後に複数の教職員で連携しながら指導に当たる。
- ◇保護者に連絡し、理解と納得をしていただいた上で、今後の対応への協力・連携を深める。
- ◇再発防止に向けた取組内容を説明し、それに沿って進めていく。状況によって一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による取組などを行う。

いじめが起きた集団へ対応

- ◇事情を聴き、情報収集を行う。
- ◇当事者以外のいじめ事案に関する生徒に対して適切な指導を行う。
- ◇いじめに関係していたすべての生徒が所属していたグループ・学級などに対しても適切な指導を行う。

教職員の資質向上

- ◇定期的な（年2回）の研修を行う。
- ◇長期休業中の自主研修に参加する。
- ◇SCを講師とした研修を行う。

重大事態への対応

- (1) 学校が、その事案が重大事態であると判断したとき、教育委員会に報告の上、教育委員会または学校下において、重大事態の調査組織を設置する（いじめ対策委員会）。
- (2) 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (3) いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果を市教育委員会に報告する。
- (5) 調査結果を踏まえた必要な措置を行う。